

介護職員等特定処遇改善加算について

ハートケア流山では、令和元年10月の報酬改定により「介護職員等特定処遇改善加算」を算定しております。当該加算算定のため、介護サービス事業者は「見える化」を行う必要があります。

※「見える化」は当該加算に基づく取り組みについて、介護サービスの情報公表制度や自社ホームページを活用し、当該加算の取得状況や賃金以外の待遇の改善、職場環境の改善に関する具体的な取り組みを公表することです。

当該加算における賃金以外の具体的な取り組みとして、対象となるサービス、算定する加算、職場環境等整備状況について、以下のとおりとなっています。

★対象となるサービス

介護老人保健施設
（介護予防）短期入所療養介護
（介護予防）通所リハビリテーション
訪問介護

★算定する加算

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

★職場環境等要件について

「資質の向上」

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

「労働環境・処遇の改善」

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

「その他」

- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減

令和2年4月1日

医療法人社団愛友会

介護老人保健施設 ハートケア流山